

平成 27 年 12 月 吉日

各位

株式会社 日本法令
企画部 開発宣伝課

商品サポート情報及びお詫びと訂正

平素は、格別のお引き立てに預かり誠にありがとうございます。

この度、弊社製品「マイナンバー社内規程集」（マイナンバー 1）のサポート情報及びお詫びと訂正を下記にてご案内させていただきます。下記の箇所を修正の上、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

1. 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 65 号）により特定個人情報保護委員会は、平成 28 年 1 月 1 日をもって個人情報保護委員会に改組されます。つきましては収録規程の以下の箇所を修正のうえ、ご利用くださいますようお願いいたします。

<該当箇所>

【個人情報・特定個人情報保護規程（個人情報取扱事業者対象）】 P. 12

（特定個人情報の提供の制限） 第 34 条（5）

特定個人情報保護委員会の求めにより、特定個人情報を特定個人情報保護委員会に提供するとき。

⇒個人情報保護委員会の求めにより、特定個人情報を個人情報保護委員会に提供するとき。

<該当箇所>

【特定個人情報保護規程（中小規模事業者対象）】 P. 7

（特定個人情報の提供の制限） 第 20 条（5）

特定個人情報保護委員会の求めにより、特定個人情報を特定個人情報保護委員会に提供するとき。

⇒個人情報保護委員会の求めにより、特定個人情報を個人情報保護委員会に提供するとき。

収録解説（PDF）つきましては、適宜お読み替えの上、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

2. 収録規程の一部に誤植がございました。謹んでお詫び申し上げます。

下記の箇所を修正の上、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

<該当箇所>

【特定個人情報安全管理細則〈中小規模事業者対象〉】 P. 1

(従業者の役割と責任) 第2条

特定個人情報の取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の作業は、個人情報取扱責任者（保護規程第5条。以下「取扱責任者」という。）が責任者となり、その監督のもとで実施する。

⇒特定個人情報の取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の作業は、個人番号取扱責任者（保護規程第5条。以下「取扱責任者」という。）が責任者となり、その監督のもとで実施する。

収録解説（PDF）につきましては、適宜お読み替えの上、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

3. 総務省の発表（平成27年12月）により、地方税分野におけるマイナンバーの利用について「給与所得に係る特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）及び公的年金等に係る特別徴収税額決定通知書（年金保険者用）には、個人番号・法人番号を記載する」とされました。

個人番号を取り扱う事務としては、「源泉徴収票の作成、提出に関する事務（給与支払報告書含む）」に含みますが、利用目的の明示をさらに明確化するならば【個人情報・特定個人情報保護規程〈個人情報取扱事業者対象〉】及び【特定個人情報保護規程〈中小規模事業者対象〉】の（別表1）に「個人住民税の特別徴収等に関する事務」と追記する方法も考えられます。